

令和7年度 職員の男女の給与の額の差異の情報公表

特定事業主名： 宇都宮市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.4%
全職員	76.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.7%
本庁課長相当職	96.5%
本庁課長補佐相当職	97.8%
本庁係長相当職	95.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.4%
31～35年	92.8%
26～30年	92.0%
21～25年	88.9%
16～20年	84.4%
11～15年	84.5%
6～10年	85.2%
1～5年	90.7%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- 男女で給与制度に差を設けていないため、2(1)の「役職段階別」において大きな差異は生じていない。

【1「全職員に係る情報」のうち「任期の定めのない常勤職員」の区分】

- 主に次の理由から「任期の定めのない常勤職員」の区分において差異が生じている。

- 扶養手当については、世帯主である男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は92.1%である。
- 時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に従事する職員の割合は、男性に高い傾向にあり、これらの手当支給額のみにおける差異は68.5%となっている。
- 管理職に占める女性の割合が15.1%となっている。

【1「全職員に係る情報」のうち「全職員」の区分】

- ・ 相対的に給与水準の低い会計年度任用職員について、男性に占める割合が13.5%であるのに対し、女性に占める割合が49.0%であることから、より差異が大きくなっている。

【2(2)「勤続年数別」】

- ・ 主に次の理由から勤続年数20年以下の各区分において差異が生じている。
 - 新規採用した職員のうち、前職の経験がある者の採用割合は男性が比較的高い傾向にある。
 - 時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に従事する職員の割合は、「任期の定めのない常勤職員」区分と同様に男性に高い傾向にある。
 - 特に「11～15年」、「16～20年」の区分では、女性において時間単位で給料が減額される育児部分休業を取得している職員が多いことに合わせて、男性の時間外勤務が多く（時間外勤務手当のみでの差異は「11～15年」で49.5%、「16～20年」で63.4%）、勤務時間が差異に影響を与えている。

【その他】

- ・ 指導主事等の他の地方公共団体等から割愛採用した職員の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出している。
- ・ 短時間勤務の職員やパートタイムの職員については、人数を時間に換算して職員数の平均を算出している。